

札幌市の環境影響評価制度に係る制度改正について 審議結果概要(第5回審議会:令和2年10月2日開催)

項目	No.	委員名	区分	質問・意見等の概要	札幌市(事務局)回答の概要															
規模要件	1	上田委員	質問	他都市における面的整備事業と太陽光発電事業との区域面積の整合性 他都市の事業区域では、5haとか1haとなっているものもあるが、それらの都市においては、資料3-5にあるような土地区画整備事業においても同じような面積で設定しているのか。 札幌市の提案はかなり広めな印象を受けるが、他の土地開発事業が20haと50haに設定しているため、これに合わせざるを得ないというか、合わせるのが妥当であろうという理解でよろしいか。	都市部や山間部など区域によって規模要件を変えている都市があるが、土地の造成など面的整備事業についても同程度の要件を設けている。 札幌市においても、他の土地開発事業に合わせ20haと50haに設定することが妥当であると考えている。															
	2	鈴木委員	質問	海上での太陽光発電事業について 将来、海上でも太陽光発電事業が行われる可能性があるかもしれないが、そういうことも想定してこの面積を設定しているのか。	湖の上などで行われた事例はこれまでにあるようだが、海上ではまだ聞いたことはない。 面積の設定は、従来の土地の開発等に準じて行いたいと考えている。また、札幌市内に海はないため、特に海上ということは考慮しなくてもよいと考えている。															
	3	吉田委員	質問	全ての面的整備事業における規模要件の引き下げ 現行50haや20haと規定されている面積を例えば10haや5haに下げることができないのか。	札幌市内では、これまで小規模な土地の造成等で問題が生じた例は特にないため、今のところ、全ての事業において面積要件を下げることは特に必要だとは考えていない。															
事業種	4	奥本委員	質問	電気工作物と太陽光発電所の違い 資料3-3に電気工作物と太陽光発電所という2つの呼び方があるが、何か違いはあるのか。	電気工作物には、発電所のほかに変電所なども含まれる。															
	5	鈴木委員	質問	太陽電池発電所と太陽光発電所の違い 太陽電池発電所と太陽光発電所という表現があるが、これらは異なるのか。	法律では太陽電池発電所として規定されているが、どちらも同一の意味である。 【追加説明】 ○「太陽光発電所」と「太陽電池発電所」の用語について 環境影響評価法施行令では「太陽電池発電所」とされている。これは電気事業法等で既に「太陽電池発電所」の用語が使用されており、これに倣ったものである。 北海道の改正規則素案でも「太陽電池発電所」の用語が使用されており、本市の規則においてもこれに合わせ「太陽電池発電所」とすることとしたい。 「太陽電池発電所」も「太陽光発電所」も同じものを指しており、環境省のガイドラインを含め、一般的には「太陽光発電所」の用語が使用されている例が多いことから、広報等での周知では「太陽光発電所」の用語も使用することとしたい。 (参考 他都市条例・規則での用語) <table border="1" data-bbox="1825 1564 2730 1795"> <tbody> <tr> <td>仙台市</td> <td>太陽光発電所</td> <td>神戸市</td> <td>太陽光発電所</td> </tr> <tr> <td>相模原市</td> <td>太陽光を電気に変換する発電電気工作物</td> <td>岡山市</td> <td>太陽光発電所</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>太陽光発電所</td> <td>北九州市</td> <td>太陽電池発電所</td> </tr> <tr> <td>浜松市</td> <td>太陽光発電所</td> <td>福岡市</td> <td>太陽電池発電所</td> </tr> </tbody> </table>	仙台市	太陽光発電所	神戸市	太陽光発電所	相模原市	太陽光を電気に変換する発電電気工作物	岡山市	太陽光発電所	静岡市	太陽光発電所	北九州市	太陽電池発電所	浜松市	太陽光発電所	福岡市
仙台市	太陽光発電所	神戸市	太陽光発電所																	
相模原市	太陽光を電気に変換する発電電気工作物	岡山市	太陽光発電所																	
静岡市	太陽光発電所	北九州市	太陽電池発電所																	
浜松市	太陽光発電所	福岡市	太陽電池発電所																	

項目	No.	委員名	区分	質問・意見等の概要	札幌市(事務局)回答の概要
野生動物 の誘引	6	吉田委員	意見	<p>小規模事業を含めたエゾシカの太陽光発電所内への誘引対策</p> <p>メガソーラーにはケンタッキーブルーグラスなどの芝生を植えるため、全国的にメガソーラーに鹿の侵入が増えて少し問題になっている。実際に道東でもとても増えている気がする。</p> <p>エゾシカは大変な状況になっているので、小規模でもそれなりに影響は出ると思う。場所が悪ければ、餌付けしているようなものであるので、指針に注意点や留意点を記載するなど何らかの検討行っていただきたい。</p> <p>アセスというものは、開発することによって希少種がいなくなるという前提の調査が基本となっているが、駒岡清掃工場更新事業アセスの時もそうだったが、そういったものをつくることによって、今後、鳥獣を増やす可能性がある、外来種を増やす可能性があるということが今までのアセスの中では議論されていないので、そのようなことを含めて札幌市らしさをぜひ検討していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、技術指針の中で定めるのが適当なのか又は個別の事業に対して市長意見という形で述べるのが適当なのかということはあるが、小規模事業への対応も含め、今後の参考にさせていただきたい。</p>